

## 館山市雇用対策協定

### (目的)

第1条 この協定は、館山市と厚生労働省千葉労働局（以下「千葉労働局」という。）が、市内における経済の活性化と生活の質の向上を目指し、相互に密に連携して、安定した雇用の創出その他の雇用に関する施策を推進すると共に、求職者の就職の促進と市内企業の人材確保を促進するための雇用対策を効果的かつ一体的に進めていくことを目的として締結する。

### (取組事業内容等)

第2条 館山市、千葉労働局及び館山公共職業安定所（以下「ハローワーク館山」という。）は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法等を事業計画として定めるものとする。

### (運営協議会)

第3条 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、館山市、千葉労働局及びハローワーク館山が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

### (要請等)

第4条 館山市長及び千葉労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 館山市長及び千葉労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### (秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、館山市、千葉労働局及びハローワーク館山が相互に得た情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### (その他)

#### 第6条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、館山市、千葉労働局及びハローワーク館山は誠意を持って協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。
- 3 本協定の有効期間は平成28年3月31日までとする。ただし、期間終了の3か月前までに、館山市及び千葉労働局のいずれからも協定終了の申し入れを行わないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

#### 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、館山市長及び千葉労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

#### (協定締結当事者)

平成27年6月2日

館山市長

金丸謙一

千葉労働局長

小澤真一